

## 国民年金コーナー

### ～生活を支える方が亡くなったとき遺族基礎年金が支給されます～

国民年金では65歳から老齢基礎年金が支給されますが、不慮の事故などで生活を支える方が亡くなった場合に「遺族基礎年金」が支給され、国民の暮らしを守ってくれます。

#### ■支給対象者

亡くなった方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」に支給されます。

※遺族年金でいう子とは、①18歳到達年度末(3月31日)までの子、②20歳未満で障害年金の障害等級1級または2級の子です。

#### ■受給要件

- ・老齢基礎年金を受給していた方が亡くなったとき。
- ・被保険者または老齢基礎年金の受給資格期間を満たした方が亡くなったとき(保険料納付済期間(保険料免除期間を含む)が保険料を納付しなければならない期間のうち3分の2以上あること)。
- ・死亡日に65歳未満で、死亡日のある月の前々月までの1年間に未納がないとき(令和8年3月までに死亡日がある場合)。

#### ■年金額と子の加算額

遺族基礎年金は780,100円に子の加算額を加えた額が支給されます。子の加算額は1人につき224,500円(2人目まで)、3人目以降は1人につき74,800円となります。

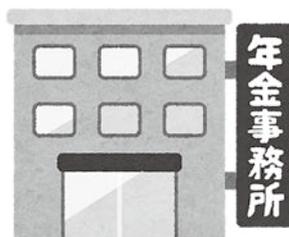
※子が受給する場合の加算額は、2人目以降に子の加算が行われ、前記の加算額を子の人数で除した額となります。

#### ■遺族基礎年金の支給額

受給者	子の人数	年金額(A)	子の加算額(B)	合計(A+B)
子のある配偶者	1人	78万100円	22万4,500円	100万4,600円
	2人		44万9,000円	122万9,100円
	3人		52万3,800円	130万3,900円
子	1人		-	78万100円
	2人		22万4,500円	100万4,600円
	3人		29万9,300円	107万9,400円

#### ■厚生年金の加入者

遺族基礎年金は厚生年金の加入者にも支給されます。受給要件などがありますので、詳細はお近くの年金事務所にお問い合わせください。



- ☎郡山年金事務所 ☎024-932-3434
- ☎町民生活課 ☎72-6933

## 小野町のスポーツ少年団の紹介

#### 【小野町柔道スポーツ少年団】

「柔道の練習を通して、心身の力をもっとも有効に働かせることを身に付けて自分を完成させ、その自分を使って社会の発展に貢献してほしい」と柔道の創始者、加納師範はそう願っていました。柔道で学んだ精神を実生活に生かし、立派な人間を目指すために、稽古に取り組んでいます。小野町柔道スポーツ少年団はいつでも入団を歓迎します。

#### 【活動日】

毎週月・水・金曜日  
午後6時から  
午後8時30分まで

#### 【場所】

小野町柔道場



柔道スポーツ少年団の皆さん

#### 【主な成績】

- 全国小学生学年別柔道大会(愛媛県松山市)  
5年男子45kg以下 個人出場
- 全国小学生学年別大会・福島県予選  
5年男子45kg以下 優勝
- 少年柔道東北ブロック育成杯体重別大会(山形県鶴岡市)  
小学5年 軽量級男子 準優勝
- 学年別県南予選東北ブロック県南予選  
男子団体 3位 女子団体 3位

#### 【行事】

キャンプ、豆まき、鏡開き

#### 【責任者】

監督 上遠野 芳勝

☎町民体育館 ☎72-2518